

道路運送法上の許可登録を要しない
地域支え合い型高齢者移送支援ボランティア

菅浦^て手^ご助す一隊

菅浦区自治会



美保関町及び菅浦地区の概要



美保関町：東西20km
22地区が点在

地区カルテ 困り事トップ
高齢者の移動手段確保
(買物・通院)

	人口	高齢化率	世帯数	特徴
美保関町 (R3・3・31)	4, 699	46.6%	2, 111	自治会加入率80% 長寿の町
菅浦地区 (R3・12・31)	140	57%	62	自治会加入率99% 少子高齢化進行

菅浦区自治会の課題

高齢化・高齢者の独居家庭増

車の運転が出来ない

公共交通利用が困難

↓

買物・通院(外出)ができない高齢者が増えてきた

↓

そうした高齢者の日常生活を如何に維持するか

地区の1丁目1番地の課題

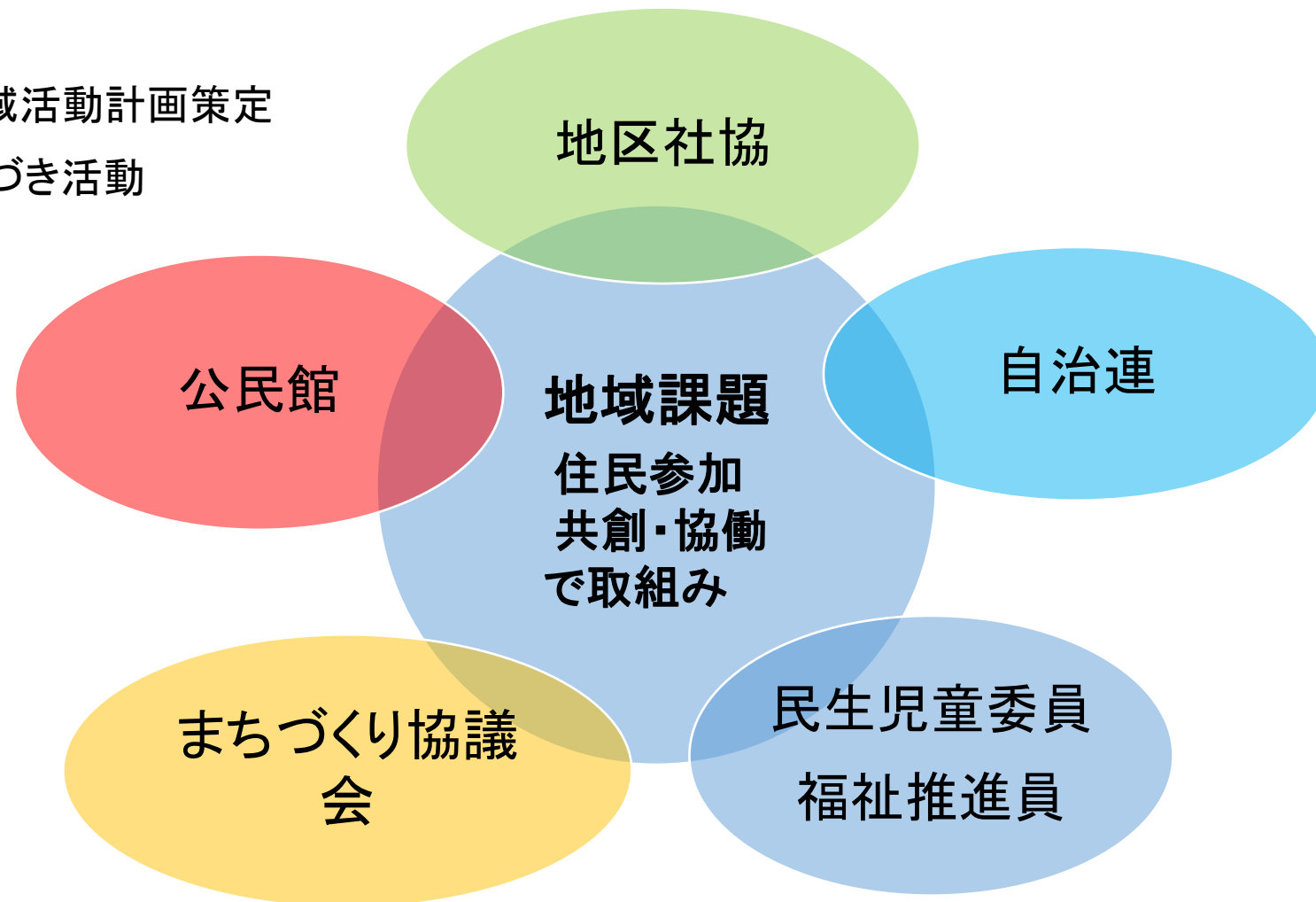
立上げにつながった要因 ①

美保関町内での環境づくりが行われている

令和元年度～5年度

第5次美保関地区地域活動計画策定

この活動計画に基づき活動



立上げにつながった要因 ②

美保関公民館・自治連・地区社協による旧小学校区3地区合同会議にて
松江市社協による

「地域のみなさんをつくる移送支援の手引き」

の説明を受ける

地域のみなさんと作る移送支援とは

住民主体型の移送サービスの作り方

立上げにつながった要因 ③

●R2年3月【美保関町地区カルテ】が地区社協で作成された

【美保関町26全自治会長へ令和2年3月末 調査アンケートを実施】

・人口構成 ・世帯 ・空家 ・団体 ・困り事 ・行事 ・施設
・過去の災害 ・コミュニティバスについて

調査集計

《困り事 上位5つ》

①買い物 ②通院 ③少子高齢化 ④空き家 ⑤イノシシ



《コミュニティバスについて》 → ニーズにあった柔軟な運行をして欲しい

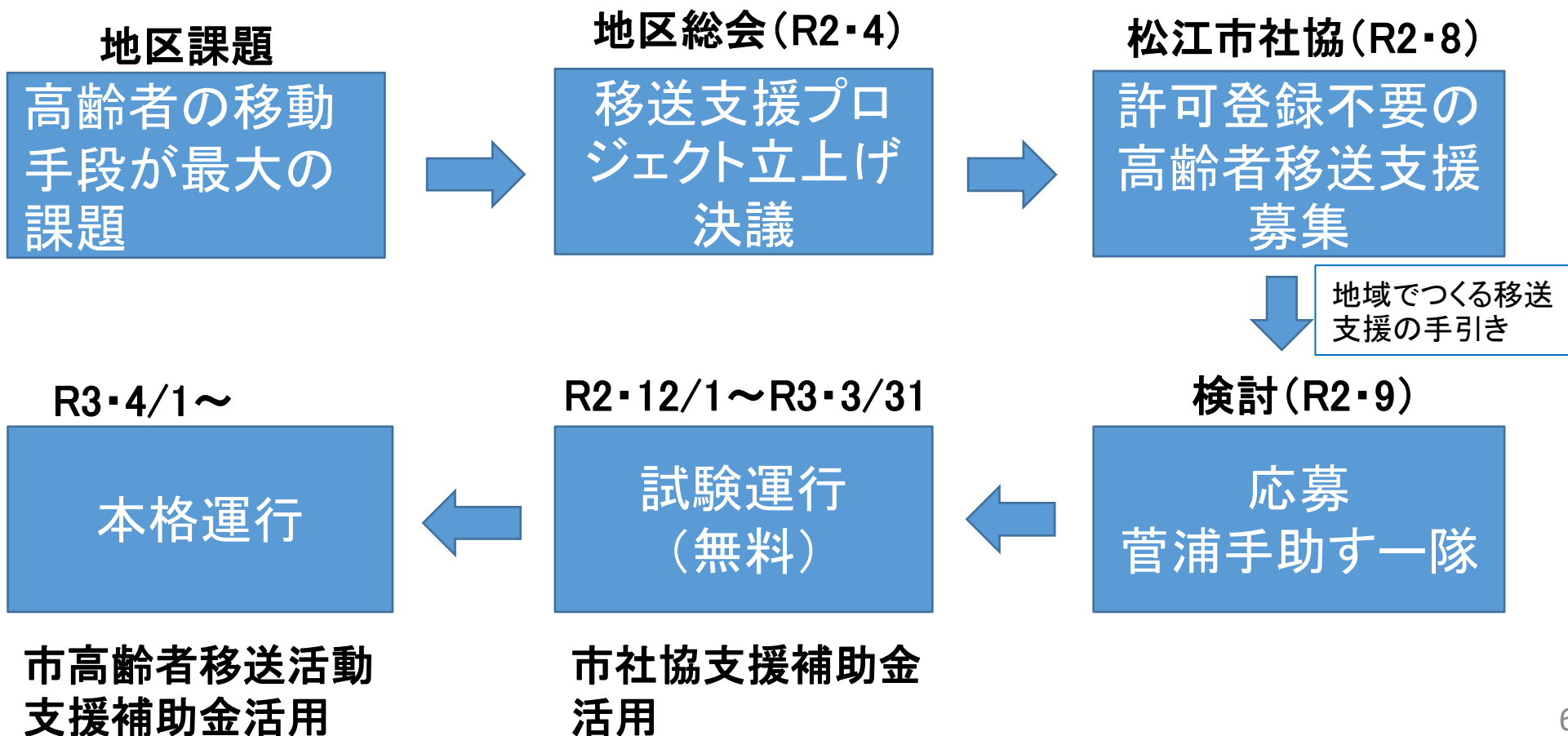
コミュニティバス研修会開催

・コミュニティバスとは
・コミュニティバスの現状と課題
・可能なこと・不可能なこと

松江市交通政策課説明

菅浦手助す一隊立上げ

設立経緯



菅浦手助す一隊の概要①

利用対象者

- ・菅浦自治会住民で65才以上の高齢者と障がい者で①、②の方
- ①公共交通機関の利用が困難で車の運転が出来ない方
- ②目的地までの介護が必要のない方

会費・利用料

- ・会費は利用の有無にかかわらず500円/月とする
- ・利用料は会費をもって充てる(ガソリン代)

使用車両

- ・「手助す一隊」隊員の所有する車両を使用 8台

菅浦手助す一隊概要②

運行形態・範囲

- 自宅～目的地をドア・ツー・ドアで送迎
- 運行区域は松江市内・境港市内までの範囲

運行日 運行時間

- 運行日：年末年始・祝日を除く 月～金曜日
- 運行時間：8:00～17:00(終了時間)
- 利用希望日の2日前までに予約

手助す一隊 構成内容

- 利用登録会員：22名
- ボランティア隊員：8名(コーディネイター含む)
平均年齢71才

菅浦手助す一隊運行状況

運行日(すべて予約制)

- ・買物 毎週水曜日 9:30出発
- ・通院 利用者に合わせて随時



乗車前
消毒

運行状況(延べ)

	試験運行 R2.12/1~R3.3/31	本格運行 R3.4/1~R4.2/28	R2.12/1~ R4.2/28
利用者	103名	418名	521名
運行台数	53台	197台	250台

- ・高齢者の買物、通院(買物含む)を支援、外出することで生きがいと介護予防に役に立ち感謝されている。

菅浦手助す一隊 活動の様子①



試験運行開始



乗車前の検温
通院支援

菅浦手助す一隊 活動の様子②

ドア・ツー・ドア



利用者の声

感謝
ありがたい
助かる



通院支援

買物支援

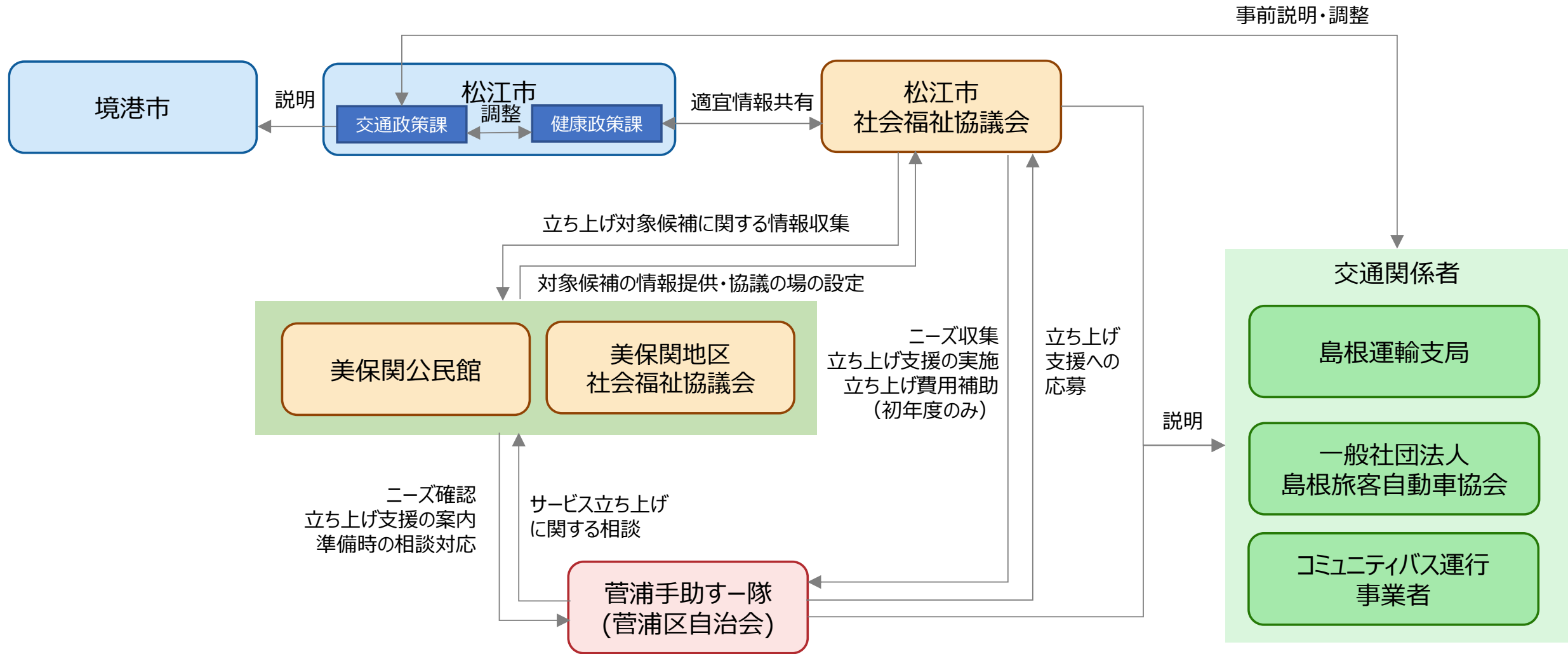
菅浦手助す一隊の立上げプロセス

プロセス	実施事項
1. 現状把握	高齢者にアンケート実施 要望・現状を把握
2. 運行実施検討	ボランティアの確保(既存のボランティア主体) 資金の検討(市社協立上げ支援金・自治会費) 市交通政策課とコミュニティバスの勉強会を開催 ⇒既存の公共交通ではカバー出来ない移動の支援
3. 運行の設計	運行規約・運行手順・運行ルール作成(市交通政策課に相談)
4. 関係者との協議・調整	市交通政策課より運輸支局・交通関係者へ周知
5. 運行準備	松江市社協指導でドライバー講習受講・保険の準備 備品の準備・利用者説明会開催
6. 試験運行	買物支援から無料でスタート R2/12/1~R3/3/31 ⇒利用者会議をニーズを把握
7. 運行内容の調整	試験運行を算出根拠にガソリン代実費分の会費制に変更 市交通政策課の支援を受けて運輸支局と調整
8. 本格運行	松江市高齢者移送活動支援補助金交付制度を活用、 4月1日より開始

菅浦手助す一隊への支援内容

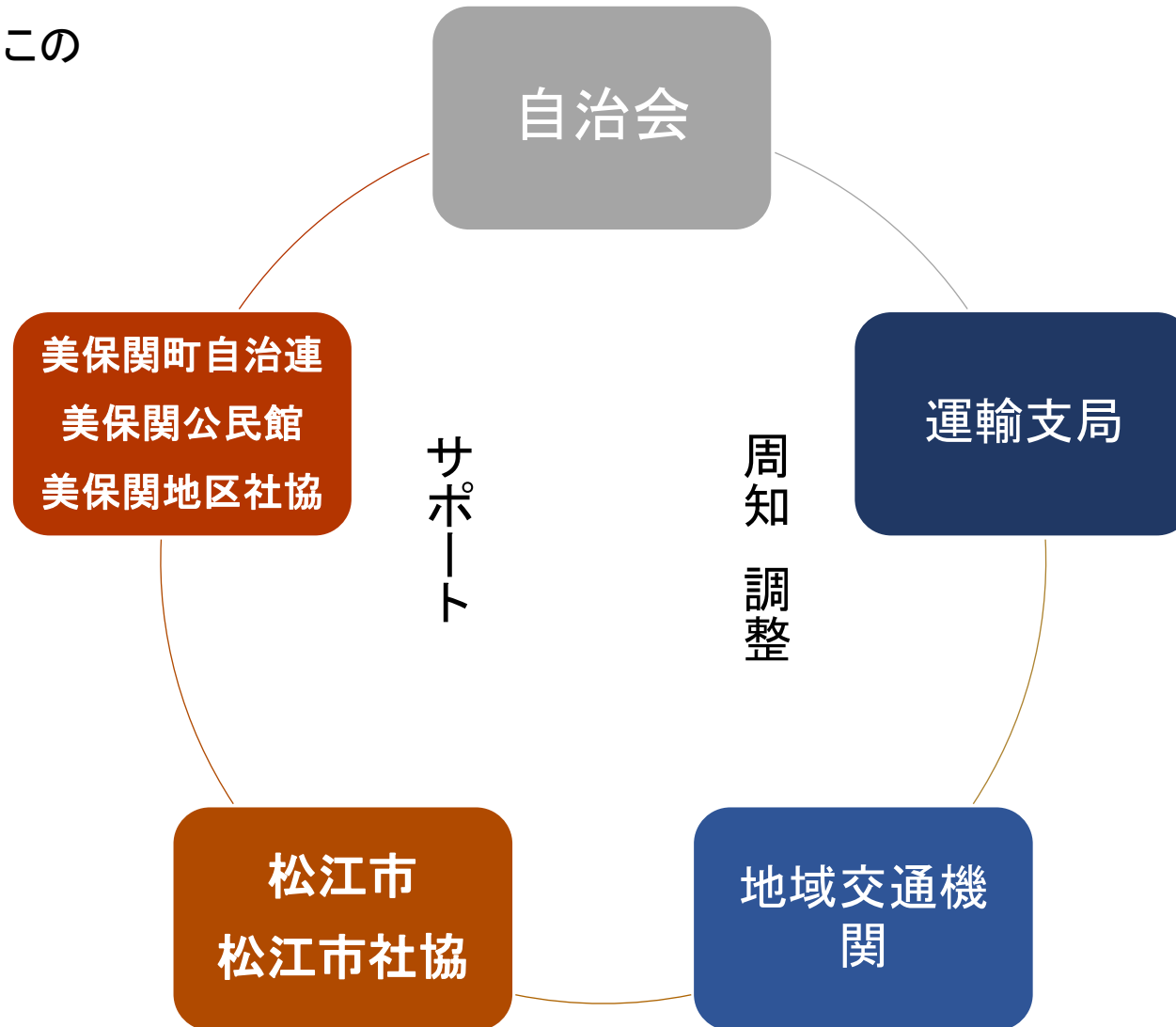
	支援	概要
松江市社会福祉協議会	「地域の皆さんとつくる移送支援の手引き」の作成	<ul style="list-style-type: none"> 「許可・登録を要しない運送」での住民互助による移動支援サービスの立ち上げ方法を整理。 手引きには「手順」「サービス内容」「利用手引きの雛形」を掲載。
	サービス立ち上げの伴走支援	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティソーシャルワーカーと地域包括支援センターが、先進地の情報提供や地域での話し合いへの参加などを実施して、サービスの立ち上げを支援。
	サービスの立ち上げ費用・運営補助金 ※令和2年度のみ	<ul style="list-style-type: none"> 運営補助費として、最大20万円を補助。 補助対象は、「消耗器具備品費」「保険料」「通信運搬費」「印刷製本費」「広報費」「賃借料」「諸謝金(コーディネータ費用)」
	地域支え合い型 認定ドライバー講習の実施	<ul style="list-style-type: none"> 住民互助による移動支援サービスを実施するドライバーへの「地域支え合い型認定ドライバー講習」の受講費用を負担。
美保関地区社会福祉協議会・ 公民館	サービス立ち上げの伴走支援	<ul style="list-style-type: none"> 地域での話し合いへの参加や関係者との協議・調整、出発式の企画・案内などを実施して、サービスの立ち上げを支援。
松江市	サービス内容設計の助言 【交通政策課】	<ul style="list-style-type: none"> ガソリン代実費の会費による徴収や運営費の補てんに関する情報整理を支援。
	交通関係者との協議・調整 【交通政策課】	<ul style="list-style-type: none"> 運輸支局、一般社団法人島根旅客自動車協会、境港市とのサービス実施にあたっての協議・調整を支援。
	サービスの運営補助金 ※令和3年度から 【健康政策課・交通政策課】	<ul style="list-style-type: none"> 1団体年間35万円を上限に費用（保険料、備品（初年度のみ）、消耗品、コーディネート費（1回当たり450円））を補助。

菅浦手助すー隊の立ち上げ体制

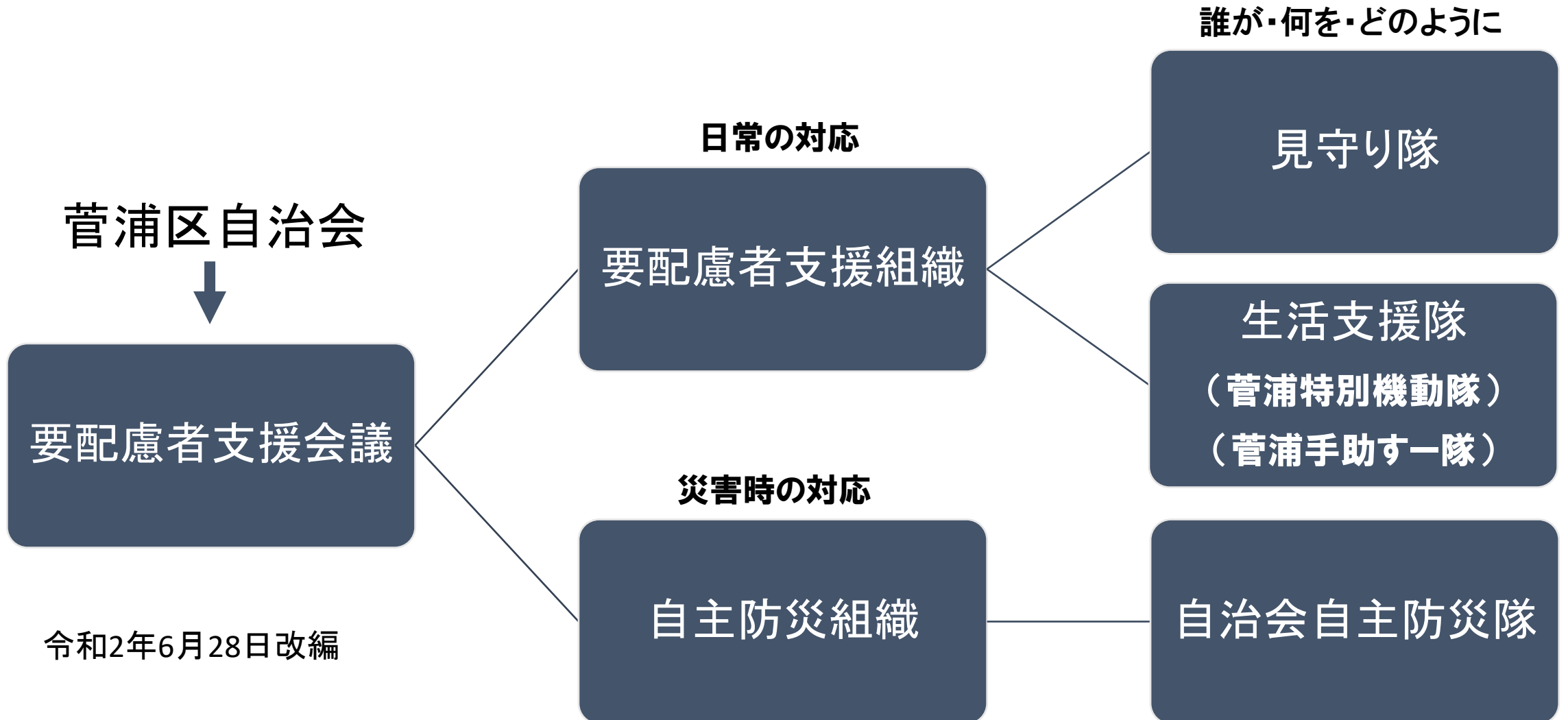


取組に向けた環境づくり

活動を継続するにはこの
バランスが大切



要配慮者支援会議組織表



見守り隊の活動



見守り対象者宅の定期訪問

特別機動隊の活動



外壁修理



R3・7豪雨災害高齢者宅の土砂撤去

メッセージ

サービスを立ち上げたいと思っている方へ

目的と対象範囲（公共交通の利用が困難・出来ない人）を明確にし地域の支援団体の理解を十分得て一体となって立上げに向かう。（伴走者をつくる）
利用者も生きがいを感じ元気になり、お世話するメンバーもやりがいと喜びを感じ元気になる。

自治体の方へ

伴走者となって支援 交通政策部門と福祉部門が一体となった住民互助による移送支援団体へのサポート。

地域の支援団体の方へ

伴走者となって支援 行政、社会福祉協議会、地域の公民館、地域の議員との連携と各種情報収集などを行い、一体となった住民互助による移送支援へのサポート。
（先進地の調査、ドライバー講習、運輸支局への同行、道路運送法上の問題等）

ご清聴ありがとうございました。